

○ 委員長報告

2月定例会本会議で報告されたスポーツ文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

令和3年2月定例会

スポーツ文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、東京オリンピック聖火リレーについてであります。

このことについて一部の委員から、本県での聖火リレーの準備状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、聖火リレーは、4月21日と22日に県内全市町を巡る予定で、沿道での観覧も想定し、感染防止対策を始めとする準備を進めているほか、松山市と八幡浜市で行う聖火到着セレモニーは事前予約制とし、人数の上限を設けたうえで、現在、観覧者の募集を行っている。

走行ルートは、昨年12月に公表し、県ホームページで公開しており、今後、新聞広告やテレビCMのほか、問い合わせ窓口となるコールセンターを4月に開設するなど、丁寧な周知に努めることとしている。

また、県内の聖火ランナーは184名で、スケジュールの都合により辞退した2名以外は、1年前の計画と同じランナーに走っていただく予定である旨の答弁がありました。

第2点は、教職員防災士の養成等についてであります。

このことについて一部の委員から、教職員防災士の現状と今後の展望等はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県教育委員会では学校の防災力強化を目的に、平成27年度から教職員防災士の養成に取り組んでいる。

県立学校では今年度199人が防災士試験に合格しており、来年度も200人程度を養成することで、全校の災害対応に必要となる1,056人の配置を目指している。また、小中学校の教職員防災士は本年1月末現在で1,245人、全教職員の16.3%となっている。

なお、教員採用選考試験においても、平成28年度から、防災士の資格を有する者に加点する制度を設けており、小中学校だけでも、これまで170人に適

用している。

今後は、養成した防災士を対象に、消防学校での実技訓練や最新の知見を学べる研修などを通じて、実践力の向上に継続して取り組みたい旨の答弁がありました。

第3点は、特殊詐欺等撲滅条例についてであります。

このことについて一部の委員から、他県での条例制定の状況と本県独自の規定内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、全国では、東京都、大阪府、大分県など10都府県のほか、4市町が特殊詐欺被害防止対策として条例を制定している。

今回新設する条例では、既に他県条例で設けられている規定に加え、本県独自の規定として、県民による特殊詐欺等への加担防止を図るため、特殊詐欺に使用する特定の手引書の所持や保管を禁止する「架け子対策」を始め、公共の場所において国等が発行する身分証明書の偽造品の携帯を禁止する「受け子対策」、特殊詐欺等への勧誘・強要を禁止する「リクルーター対策」を設けている。

県警では、今後とも特殊詐欺の被害の防止に向けた対策に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・「愛・野球博」の推進
- ・歴史文化博物館事業推進基金条例
- ・発達障がい児等の指導・支援
- ・不登校児童生徒の現状と対策
- ・警察安全・安心情報システムの整備
- ・聖火リレーの警備

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願1件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。